江南市自動販売機の設置に係る行政財産の貸付けに関する要綱

（趣旨）

第１条　自動販売機の設置に係る行政財産の貸付けについては、江南市公有財産規則（令和元年規則第３１号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

（貸付けの相手方の選定等）

第２条　貸付けの相手方の選定は、原則として、一般競争入札（以下「入札」という。）の方法により選定するものとする。

２　前項の入札の実施に関し必要な事項は、別に定める。

（最低貸付料）

第３条　貸付けに係る最低貸付料は、江南市行政財産の目的外使用に係る使用料条例（平成５年条例第３８号）により適切に算定した額とする。

（貸付けの方法、期間等）

第４条　貸付けの方法は、次の各号に掲げる貸付けに応じ、当該各号に掲げるとおりとする。

（１）建物の余裕部分の貸付け　原則として、借地借家法（平成３年法律第９０号）第３８条に基づく定期建物賃貸借契約によるものとする。

（２）建物等の敷地の余裕部分の貸付け　民法（明治２９年法律第８９号）第６０１条に基づく土地の賃貸借契約によることを原則とし、臨時設備の設置が必要な場合には借地借家法第２５条の一時的な借地権の設定によるものとする。

２　貸付期間は、５年以内とし、貸付期間の更新は、行わないものとする。

３　第１項第１号の貸付けに際し、前項の貸付期間について周知を図るため、入札公告時に、自動販売機の設置に係る市有財産有償貸付契約についての注意事項（様式第１）を配付するものとする。また、契約期間満了の１年前から６月前までの間に、相手方に対し、市有財産有償貸付契約終了について（通知）（様式第２）により契約の終了を通知するものとする。

４　契約書は、市有財産有償貸付契約書（様式第３）を例として所要の契約書を作成するものとする。

（貸付面積）

第５条　行政財産の貸付面積は、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２３８条の４第２項の規定に基づき行政財産の用途又は目的を妨げない面積を限度とする。

（貸付料等の算定及び改定）

第６条　貸付料は、落札価格（建物の場合並びに土地で消費税及び地方消費税の対象となる場合には、入札書に記載された金額に当該金額の消費税及び地方消費税に相当する額を加算した金額）とする。

２　貸付料は、契約期間中は改定しないものとする。

３　光熱水費は、設置者においてあらかじめ自動販売機に設置した専用メーターにより算定するものとする。

（貸付料等の納付）

第７条　貸付料は、原則として、年１回の納付により前納させるものとする。ただし、特段の事情があると市長が認める場合は、均等分割により納付させることができる。

２　貸付けの相手方が納付期限までに貸付料又は光熱水費を納付しない場合は、納付期限の翌日から納付した日までの期間に応じ、当該未納金額に契約日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和２４年法律第２５６号)第８条第１項の規定に基づき財務大臣が決定する率を乗じて算出した額（１００円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額とし、１００円未満の金額である場合は、その金額については徴収しない）を遅延損害金として徴収する。

（用途の指定等）

第８条　貸付けの契約を締結するときは、貸付けの相手方に対して、当該貸付財産の用途を「自動販売機の設置場所」に指定するものとする。

２　前項の規定により指定した用途（以下「指定用途」という。）の変更は、行わないものとする。

３　市長は、貸付期間中において、定期又は随時に実地調査を実施し、貸付けの相手方による貸付財産を指定用途に供する義務その他の契約に基づく義務の履行状況について、確認するとともに、自動販売機を設置する事業者から、賃貸借に係る自動販売機の売上状況について報告させるものとする。

（原状変更及び権利の転貸等の禁止）

第９条　貸付けの相手方が、貸付財産の原状を変更することは、認めないものとする。

２　貸付財産の転貸及び賃借権の譲渡は、認めないものとする。

（契約の義務違反に対する措置）

第１０条　市長は、貸付けの契約に定める義務の違反を確認した場合は、次に掲げる場合に応じ、速やかに当該各号に掲げる措置をするものとする。

（１）貸付期間中に貸付財産を指定用途以外の用途に供した場合　次に掲げる措置

ア　貸付料の１年分に相当する額（以下「貸付料年額」という。）の３倍の額の違約金を徴収するとともに、相当の期間を定めて指定用途に供すべきことを請求し、当該期間内に履行しないときは契約を解除する旨を相手方に通知する。

イ　アの規定により定めた期間内に指定用途に供しない場合は、契約を解除するとともに貸付財産の明渡しを求めるものとする。

（２）転貸又は賃借権の譲渡をした場合　次に掲げる措置

ア　貸付料年額の３倍の額の違約金を徴収するとともに、相当の期間を定めてその取消しを求め、当該期間内に履行しないときは、契約を解除する旨を相手方に通知するものとする。

イ　アの規定により定めた期間内に取消しの措置を取らない場合は、契約を解除するとともに貸付財産の明渡しを求めるものとする。

（３）実地調査及び報告の拒否等をした場合　直ちに是正を求め、貸付料年額と同額の違約金を徴収するものとする。

（適用除外）

第１１条　自動販売機の設置については、行政財産の貸付けを原則とするが、次の事由に該当するものについては、行政財産の使用の許可により対応することができるものとする。

（１）施設内の食堂、売店等を貸し出す場合で、自動販売機と一体的な管理及び運営をすべきものと判断されるもの

（２）身体障害者福祉法（昭和２４年法律第２８３号)、母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和３９年法律第１２９号）等の規定により福祉関係団体が設置に努めるよう位置づけられているもの

（３）施設の管理を指定管理者その他外郭団体をして行わせる場合で、その得られる収入が、管理業務又は自主事業の財源の一部に充当されるもの

（４）施設の用途廃止を３年以内に予定しているもの

（５）その他極めて短期的な設置であるなど入札に付することが困難と判断されるもの

附　則

この要綱は、平成２６年１月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成３０年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、令和元年７月１日から施行する。

附　則

この要綱は、令和元年１０月１日から施行する。

附　則

この要綱は、令和２年６月１日から施行する。

附　則

この要綱は、令和２年１２月２５日から施行する。

附　則

この要綱は、令和５年４月１日から施行する。

様式第１（第４条関係）

自動販売機の設置に係る市有財産有償貸付契約についての注意事項

今回の競争入札に付した下記貸付物件に係る貸付契約は、契約期間の満了をもって終了し、更新はありません。

したがって、期間の満了の日までに貸付物件を明渡さなければなりませんので、注意してください。（ただし、期間の満了の日の翌日を始期とする新たな賃貸借契約が市と同じ借受人との間で締結される場合を除く。）

記

１　入　札　日　　年　　月　　日

２　貸付物件名

設置場所	設置台数	貸付面積	貸付期間
			年　　月　　日から 年　　月　　日まで

様式第２（第４条関係）

年　月　日

（借受人）　様

江南市長　　印

市有財産有償貸付契約終了について（通知）

江南市が貸し付けている下記物件については、　　年　　月　　日に期間の満了により賃貸借契約が終了します。

記

１　入　札　日　　年　　月　　日

２　貸付物件名

設置場所	設置台数	貸付面積	貸付期間
			年　　月　　日から 年　　月　　日まで

様式第３その１（第４条関係）

市有財産有償貸付契約書　**＜建物内に設置＞**

江南市(以下「貸付人」という。)と　　(以下「借受人」という。)とは、次の条項により市有財産について借地借家法(平成３年法律第９０号。以下「法」という。)第３８条の規定に基づく定期建物賃借権の設定を目的とした有償貸付契約を締結する。

（信義誠実の義務）

第１条　貸付人、借受人両者は、信義を重んじ、誠実にこの契約を履行しなければならない。

（貸付物件）

第２条　貸付物件は、次のとおりとする。

貸付物件名	設置場所	設置台数	貸付面積
		台	㎡

（用途の指定）

第３条　借受人は、貸付物件を、「自動販売機の設置場所」の用途（以下「指定用途」という。）に自ら使用しなければならない。

２　借受人は、貸付物件を指定用途に供するに当たっては、別紙「仕様書」の内容を遵守しなければならない。

（貸付期間）

第４条　貸付期間は、　　年　　月　　日から　　年　　月　　日までとする。

（契約更新等）

第５条　この契約は、法第３８条の規定に基づくものであるから、法第２６条、第２８条及び第２９条第１項並びに民法(明治２９年法律第８９号)第６０４条の規定は適用されないので、契約更新に係る権利は一切発生せず、前条に規定する貸付期間の満了時において、この契約の更新(更新の請求及び建物の使用の継続によるものを含む。)又は貸付期間の延長は行わないものとする。

２　貸付人は、前条に規定する期間満了の１年前から６か月前までの期間(以下「通知期間」という。)に借受人に対し、貸付期間の満了によりこの契約が終了する旨を書面によって通知するものとする。

３　貸付人は、通知期間内に前項の通知をしなかった場合においても、通知期間経過後改めて期間の満了によりこの契約が終了する旨の書面による通知を借受人にした場合、当該通知日から６か月を経過した日をもって、この契約は終了する。なお、貸付人、借受人協議のうえ、借受人が了承した場合にはこの限りでない。

（貸付料）

第６条　貸付料は、次のとおりとする。

契約金額　金　　円(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額　金　　円)

（貸付料の支払）

第７条　借受人は、前条に規定する貸付料を、次に掲げるとおり、貸付人の発行する納入通知書

により納入しなければならない。

年　次	納付金額	納入期限
第　　年次	円	年　　月　　日
第　　年次	円	年　　月　　日
第　　年次	円	年　　月　　日

（電気料の支払）

第８条　借受人は、この契約に基づき設置した自動販売機に電気の使用量を計る専用メーターを設置するものとする。

２　貸付人は、施設全体の前月電気使用料の単価に基づき、当該月の専用メーターの表示する使用料を計算し、速やかに借受人に納入通知書を送付するものとする。

３　借受人は、前項の納入通知書に定める納入期限までに貸付人に電気料を支払わなければならない。

（水道料の支払）

第９条　借受人は、この契約に基づき設置した自動販売機で水道を使用する場合、水道の使用量を計る専用メーターを設置するものとする。

２　貸付人は、施設全体の前月までの水道使用料の単価に基づき、当該月の専用メーターの表示する使用料を計算し、速やかに借受人に納入通知書を送付するものとする。

３　借受人は、前項の納入通知書に定める納入期限までに貸付人に水道料を支払わなければならない。

（遅延損害金）

第１０条　借受人は、前３条に基づき、貸付人が定める納入期限までに貸付料、電気料及び水道料(以下「貸付料等」という。)を納入しなかったときは、納入期限の翌日から納入した日までの期間に応じて、当該未納金額に契約日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和２４年法律第２５６号)第８条第１項の規定に基づき財務大臣が決定する率を乗じて算出した遅延損害金を貸付人に支払わなければならない。ただし、遅延損害金の額に１００円未満の端数があるとき又はその金額が１００円未満の金額であるときは、その端数金額又はその金額を徴収しない。

（充当の順序）

第１１条　借受人が貸付料等及び遅延損害金を納入すべき場合において、借受人が納入した金額が貸付料等及び遅延損害金の合計額に満たないときは、遅延損害金から充当する。

（契約保証金）

第１２条　契約保証金は、免除する。

（契約不適合）

第１３条　借受人は、この契約締結後、貸付物件が種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないことを発見しても、貸付料の減免及び損害賠償の請求をすることができない。

（維持保全義務）

第１４条　借受人は、貸付物件を善良な管理者の注意をもって維持保全に努めなければならない。

２　借受人は、貸付物件の全部又は一部が滅失又は毀損した場合は、直ちにその状況を報告しなければならない。

（維持補修）

第１５条　貸付人は、貸付物件の維持補修の責を負わない。

２　貸付物件の維持補修その他の行為をするために支出する経費は、すべて借受人の負担とする。

（権利譲渡等の禁止）

第１６条　借受人は、貸付物件を第三者に転貸し、又はこの契約によって生じる権利等を譲渡し、若しくはその権利等を担保にすることができない。

（実地調査等）

第１７条　貸付人は、貸付物件について随時使用状況及び販売状況を実地に調査し、借受人に対し報告又は資料の提出を求めることができる。

２　貸付人は、借受人が提出した報告に疑義のあるときは、自ら調査し、借受人に対し詳細な報告を求め又は是正のために必要な措置を講ずることができるものとする。

３　借受人は、正当な理由がなく報告の提出を怠り、実地調査を拒み、妨げてはならない。

（違約金）

第１８条　借受人は、第４条に規定する貸付期間中に、次の各号に掲げる事由に応じ、当該各号に規定する金額を違約金として、貸付人に支払わなければならない。

（１）　第３条及び第１６条に規定する義務に違反した場合　金　**＜年額の３倍＞**　円

（２）　前条に規定する義務に違反した場合　金　**＜年額の同額＞**　円

２　前項に規定する違約金は、第２７条に規定する損害賠償額の予定又はその一部と解釈しないものとする。

（契約の解除）

第１９条　貸付人は、次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

（１）　借受人が、この契約に定める義務を履行しないとき。

（２）　国、地方公共団体その他公共団体において、公用又は公共用に供するため貸付物件を必要とするとき。

（３）　借受人が、手形・小切手が不渡りになったとき、又は銀行取引停止処分を受けたとき。

（４）　借受人が、差押・仮差押・仮処分・競争・保全処分、滞納処分等の強制執行の申立てを受けたとき。

（５）　借受人が、破産、特別清算、民事再生、会社更生等の申立てを受け、若しくは申立てをしたとき。

（６）　借受人が、貸付人の信用を著しく失墜させる行為をしたとき。

（７）　借受人の信用が著しく失墜したと貸付人が認めたとき。

（８）　借受人が、主務官庁から営業禁止又は営業停止処分を受け、自ら廃止、解散等の決議をし、又は事実上営業を停止したとき。

（９）　借受人において、資産、信用、組織、営業目的その他事業に重大な変動を生じ、又は合併を行うこと等により、貸付人が契約を継続しがたい事態になったと認めたとき。

（１０）　貸付物件及び貸付物件が所在する庁舎等の行政財産としての用途又は目的を借受人が妨げると認めたとき。

（１１）　前各号に準ずる事由により、貸付人が契約を継続しがたいと認めたとき。

（談合その他不正行為に係る解除）

第２０条　貸付人は、借受人がこの契約に関して、次の各号のいずれかに該当したときは、この契約を解除することができるものとし、このため借受人に損害が生じても、貸付人は、その責を負わないものとする。

（１）借受人が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和２２年法律第５４号。以下「独占禁止法」という。）第３条の規定に違反し、又は借受人が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第８条第１号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が借受人に対し、独占禁止法第７条の２第１項（独占禁止法第８条の３において準用する場合を含む。）の規定に基づく課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）を行い、当該納付命令が確定したとき（確定した当該納付命令が独占禁止法第６３条第２項の規定により取り消された場合を含む。）。

（２）納付命令又は独占禁止法第７条若しくは第８条の２の規定に基づく排除措置命令（これらの命令が借受人又は借受人が構成事業者である事業者団体（以下「借受人等」という。）に対して行われたときは、借受人等に対する命令で確定したものをいい、借受人等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令すべてが確定した場合における当該命令をいう。次号において「納付命令又は排除措置命令」という。）において、この契約に関し、独占禁止法第３条又は第８条第１号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。

（３）納付命令又は排除措置命令により、借受人等に独占禁止法第３条又は第８条第１号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が、当該期間（これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が借受人に対し納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。）に入札が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。

（４）借受人（法人にあっては、その役員又は使用人を含む。）の刑法（明治４０年法律第４５号）第９６条の６又は独占禁止法第８９条第１項若しくは第９５条第１項第１号に規定する刑が確定したとき。

（５）借受人（法人にあっては、その役員又は使用人を含む。）の刑法第１９８条の規定による刑が確定したとき。

（談合その他の不正行為に係る賠償金の支払）

第２１条　借受人は、前条各号のいずれかに該当するときは、貸付人がこの契約を解除するか否かにかかわらず、賠償金として、契約金額の１０分の２に相当する額を貸付人が指定する期限までに支払わなければならない。借受人がこの契約を履行した後も同様とする。

２　貸付人は、次の各号のいずれかに該当したときは、前項の規定にかかわらず、契約金額の１０分の３に相当する額を支払わなければならない。

（１）前条第１号に規定する確定した納付命令について、独占禁止法第７条の３の規定の適用があるとき。

（２）前条第４号に規定する刑に係る確定判決において、借受人が違反行為の首謀者であることが明らかになったとき。

３　前２項の規定にかかわらず、貸付人は、貸付人に生じた実際の損害額が同項に規定する賠償

額の額を超える場合においては、借受人に対しその超過分につき賠償を請求することができる。

（暴力団等排除に係る解除）

第２２条　貸付人は、借受人が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約書を解除することができるものとし、このため借受人に損害が生じても、貸付人は、その責めを負わないものとする。

（１）　法人等(法人又は法人以外の団体若しくは個人をいう。以下同じ。)の役員等(法人にあっては非常勤を含む役員及び支配人並びに営業所の代表者その他経営又は運営に実質的に関与している者、法人以外の団体にあっては、法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等その他経営又は運営に実質的に関与している者、個人にあってはその者及び支店又は営業所を代表する者その他経営又は運営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。)に暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成３年法律第７７号。以下「暴対法」という。)第２条第６号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)又は暴力団員ではないが暴対法第２条第２号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)と関係を持ちながら、その組織の威力を背景として暴力的不法行為などを行う者(以下「暴力団関係者」という。)がいると認められるとき。

（２）　法人等の役員等又は使用人が、暴力団若しくは暴力団関係者(以下「暴力団員等」という。)若しくは暴力団の威力又は暴力団員等が運営若しくは運営に実質的に関与している法人等を利用するなどしていると認められるとき。

（３）　法人等の役員又は使用人が、暴力団若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

（４）　法人等の役員等又は使用人が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

（５）　法人等の役員等又は使用人が、前各号のいずれかに該当する法人等であることを知りながら、これを利用するなどしていると認められるとき。

２　前項の規定によりこの契約を解除された場合においては、借受人は、契約金額の１０分の１に相当する額を違約金として貸付人の指定する期間内に支払わなければならない。

（妨害等に対する報告義務等）

第２３条　借受人は、この契約の履行に当たって、妨害（不法な行為等、業務履行の障害となるものをいう。以下同じ。）又は不当要求（金銭の給付等一定の行為を請求する権利若しくは正当な利益がないにもかかわらずこれを要求し、又はその要求の方法、態様若しくは程度が社会的に正当なものと認められないものをいう。以下同じ。）を受けた場合は、速やかに貸付人へ報告するとともに警察へ被害届を提出しなければならない。

２　貸付人は、借受人が妨害又は不当要求を受けたにもかかわらず、前項の報告及び被害届の提出を怠ったと認められる場合は、江南市の調達契約から排除する措置を講じることができる。

（中途解約）

第２４条　借受人は、貸付期間の開始から１年を経過したのちは、貸付人に対し中途解約を申し入れることができる。この場合、借受人は、契約解除希望日の３か月前までに、書面により申し出をしなければならない。ただし、貸付料の３か月分に相当する金額を支払うことにより、

この契約を直ちに解約することができる。

（原状回復）

第２５条　借受人は、第４条に規定する貸付期間が満了したとき、第１９条、第２０条、第２２条及び前条の規定により、この契約が解除されたときは、貸付人が指定する日までに貸付物件を原状に回復して貸付人に返還しなければならない。ただし、貸付人が原状に回復する必要がないと認めるときは、この限りではない。

（貸付料の返還）

第２６条　貸付人は、第１９条第２号及び第２４条の規定により、この契約が解除されたときは、既納の貸付料のうち、借受人が賃貸物件を貸付人に返還した日以降の未経過期間の貸付料を日割計算により返還する。

（損害賠償）

第２７条　借受人は、この契約に定める義務を履行しないために貸付人に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

（有益費の請求権の放棄）

第２８条　借受人は、第４条に規定する貸付期間が満了したとき、又は第１９条、第２０条、第２２条及びは第２４条の規定により、この契約が解除されたときにおいて、貸付物件に投じた有益費、必要費及びその他の費用があってもこれを貸付人に請求することができない。

（契約の費用）

第２９条　この契約の締結及び履行に関して必要な費用は、すべて借受人の負担とする。

（疑義等の決定）

第３０条　この契約に関して疑義が生じたとき、又はこの契約に定めのない事項については、貸付人、借受人協議の上、これを定めるものとする。

（裁判管轄）

第３１条　この契約に関する訴の管轄は、江南市所在地を管轄区域とする名古屋地方裁判所とする。

この契約を証するため、本書２通を作成し、貸付人、借受人それぞれ１通を保管する。

年　　月　　日

貸付人　　江南市赤童子町大堀９０番地
江　南　市
市長

借受人

備考　この様式は、建物を貸し付ける場合に用いること。

様式第３その２（第４条関係）

市有財産有償貸付契約書　**＜建物の外の敷地に設置＞**

江南市(以下「貸付人」という。)と　　(以下「借受人」という。)とは、次の条項により市有財産について有償貸付契約を締結する。

＜臨時設備の設置がある場合には、「有償貸付契約」を「借地借家法（平成３年法律第９０号）第２５条の規定に基づく一時的な借地権の設定を目的とした有償貸付契約」と修正すること。＞

（信義誠実の義務）

第１条　貸付人、借受人両者は、信義を重んじ、誠実にこの契約を履行しなければならない。

（貸付物件）

第２条　貸付物件は、次のとおりとする。

貸付物件名	設置場所	設置台数	貸付面積
		台	㎡

（用途の指定）

第３条　借受人は、貸付物件を、「自動販売機の設置場所」の用途（以下「指定用途」という。）に自ら使用しなければならない。

２　借受人は、貸付物件を指定用途に供するに当たっては、別紙「仕様書」の内容を遵守しなければならない。

（貸付期間）

第４条　貸付期間は、　　年　　月　　日から　　年　　月　　日までとする。

（契約更新等）

第５条　この契約は、前条に規定する貸付期間満了時において、この契約の更新(更新の請求及び建物の使用の継続によるものを含む。)又は貸付期間の延長は行わないものとする。

（貸付料）

第６条　貸付料は、次のとおりとする。

契約金額　金　　円

＜契約が消費税および地方消費税の対象となる場合は、必要な文言を記入すること。＞

（貸付料の支払）

第７条　借受人は、前条に規定する貸付料を、次に掲げるとおり、貸付人の発行する納入通知書により納入しなければならない。

年　次	納付金額	納入期限
第　　年次	円	年　　月　　日
第　　年次	円	年　　月　　日
第　　年次	円	年　　月　　日

（電気料の支払）

第８条　借受人は、この契約に基づき設置した自動販売機に電気の使用量を計る専用メーターを

設置するものとする。

２　貸付人は、施設全体の前月電気使用料の単価に基づき、当該月の専用メーターの表示する使用料を計算し、速やかに借受人に納入通知書を送付するものとする。

３　借受人は、前項の納入通知書に定める納入期限までに貸付人に電気料を支払わなければならない。

（水道料の支払）

第９条　借受人は、この契約に基づき設置した自動販売機で水道を使用する場合、水道の使用量を計る専用メーターを設置するものとする。

２　貸付人は、施設全体の前月までの水道使用料の単価に基づき、当該月の専用メーターの表示する使用料を計算し、速やかに借受人に納入通知書を送付するものとする。

３　借受人は、前項の納入通知書に定める納入期限までに貸付人に水道料を支払わなければならない。

（遅延損害金）

第１０条　借受人は、前３条に基づき、貸付人が定める納入期限までに貸付料、電気料及び水道料(以下「貸付料等」という。)を納入しなかったときは、納入期限の翌日から納入した日までの期間に応じて、当該未納金額に契約日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和２４年法律第２５６号)第８条第１項の規定に基づき財務大臣が決定する率を乗じて算出した遅延損害金を貸付人に支払わなければならない。ただし、遅延損害金の額に１００円未満の端数があるとき又はその金額が１００円未満の金額であるときは、その端数金額又はその金額を徴収しない。

（充当の順序）

第１１条　借受人が貸付料等及び遅延損害金を納入すべき場合において、借受人が納入した金額が貸付料等及び遅延損害金の合計額に満たないときは、遅延損害金から充当する。

（契約保証金）

第１２条　契約保証金は、免除する。

（契約不適合）

第１３条　借受人は、この契約締結後、貸付物件が種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないことを発見しても、貸付料の減免及び損害賠償の請求をすることができない。

（維持保全義務）

第１４条　借受人は、貸付物件を善良な管理者の注意をもって維持保全に努めなければならない。

２　借受人は、貸付物件の全部又は一部が滅失又は毀損した場合は、直ちにその状況を報告しなければならない。

（維持補修）

第１５条　貸付人は、貸付物件の維持補修の責を負わない。

２　貸付物件の維持補修その他の行為をするために支出する経費は、すべて借受人の負担とする。

（権利譲渡等の禁止）

第１６条　借受人は、貸付物件を第三者に転貸し、又はこの契約によって生じる権利等を譲渡し、若しくはその権利等を担保にすることができない。

（実地調査等）

第１７条　貸付人は、貸付物件について随時使用状況及び販売状況を実地に調査し、借受人に対し報告又は資料の提出を求めることができる。

２　貸付人は、借受人が提出した報告に疑義のあるときは、自ら調査し、借受人に対し詳細な報告を求め又は是正のために必要な措置を講ずることができるものとする。

３　借受人は、正当な理由がなく報告の提出を怠り、実地調査を拒み、妨げてはならない。

（違約金）

第１８条　借受人は、第４条に規定する貸付期間中に、次の各号に掲げる事由に応じ、当該各号に規定する金額を違約金として、貸付人に支払わなければならない。

（１）　第３条及び第１６条に規定する義務に違反した場合　金　**＜年額の３倍＞**　円

（２）　前条に規定する義務に違反した場合　金　**＜年額の同額＞**　円

２　前項に規定する違約金は、第２７条に規定する損害賠償額の予定又はその一部と解釈しないものとする。

（契約の解除）

第１９条　貸付人は、次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

（１）　借受人が、この契約に定める義務を履行しないとき。

（２）　国、地方公共団体その他公共団体において、公用又は公共用に供するため貸付物件を必要とするとき。

（３）　借受人が、手形・小切手が不渡りになったとき、又は銀行取引停止処分を受けたとき。

（４）　借受人が、差押・仮差押・仮処分・競争・保全処分、滞納処分等の強制執行の申立てを受けたとき。

（５）　借受人が、破産、特別清算、民事再生、会社更生等の申立てを受け、若しくは申立てをしたとき。

（６）　借受人が、貸付人の信用を著しく失墜させる行為をしたとき。

（７）　借受人の信用が著しく失墜したと貸付人が認めたとき。

（８）　借受人が、主務官庁から営業禁止又は営業停止処分を受け、自ら廃止、解散等の決議をし、又は事実上営業を停止したとき。

（９）　借受人において、資産、信用、組織、営業目的その他事業に重大な変動を生じ、又は合併を行うこと等により、貸付人が契約を継続しがたい事態になったと認めたとき。

（１０）　貸付物件及び貸付物件が所在する庁舎等の行政財産としての用途又は目的を借受人が妨げると認めたとき。

（１１）　前各号に準ずる事由により、貸付人が契約を継続しがたいと認めたとき。

（談合その他不正行為に係る解除）

第２０条　貸付人は、借受人がこの契約に関して、次の各号のいずれかに該当したときは、この契約を解除することができるものとし、このため借受人に損害が生じても、貸付人は、その責を負わないものとする。

（１）借受人が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和２２年法律第５４号。以下「独占禁止法」という。）第３条の規定に違反し、又は借受人が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第８条第１号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が借受人に対し、独占禁止法第７条の２第１項（独占禁止法第８条の３において準用する場合を含む。）の規定

に基づく課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）を行い、当該納付命令が確定したとき（確定した当該納付命令が独占禁止法第６３条第２項の規定により取り消された場合を含む。）。

（２）納付命令又は独占禁止法第７条若しくは第８条の２の規定に基づく排除措置命令（これらの命令が借受人又は借受人が構成事業者である事業者団体（以下「借受人等」という。）に対して行われたときは、借受人等に対する命令で確定したものをいい、借受人等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令すべてが確定した場合における当該命令をいう。次号において「納付命令又は排除措置命令」という。）において、この契約に関し、独占禁止法第３条又は第８条第１号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。

（３）納付命令又は排除措置命令により、借受人等に独占禁止法第３条又は第８条第１号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が、当該期間（これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が借受人に対し納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。）に入札が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。

（４）借受人（法人にあっては、その役員又は使用人を含む。）の刑法（明治４０年法律第４５号）第９６条の６又は独占禁止法第８９条第１項若しくは第９５条第１項第１号に規定する刑が確定したとき。

（５）借受人（法人にあっては、その役員又は使用人を含む。）の刑法第１９８条の規定による刑が確定したとき。

（談合その他の不正行為に係る賠償金の支払）

第２１条　借受人は、前条各号のいずれかに該当するときは、貸付人がこの契約を解除するか否かにかかわらず、賠償金として、契約金額の１０分の２に相当する額を貸付人が指定する期限までに支払わなければならない。借受人がこの契約を履行した後も同様とする。

２　貸付人は、次の各号のいずれかに該当したときは、前項の規定にかかわらず、契約金額の１０分の３に相当する額を支払わなければならない。

（１）前条第１号に規定する確定した納付命令について、独占禁止法第７条の３の規定の適用があるとき。

（２）前条第４号に規定する刑に係る確定判決において、借受人が違反行為の首謀者であることが明らかになったとき。

３　前２項の規定にかかわらず、貸付人は、貸付人に生じた実際の損害額が同項に規定する賠償額の額を超える場合においては、借受人に対しその超過分につき賠償を請求することができる。

（暴力団等排除に係る解除）

第２２条　貸付人は、借受人が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約書を解除することができるものとし、このため借受人に損害が生じても、貸付人は、その責めを負わないものとする。

（１）　法人等(法人又は法人以外の団体若しくは個人をいう。以下同じ。)の役員等(法人にあっては非常勤を含む役員及び支配人並びに営業所の代表者その他経営又は運営に実質的に関与し

ている者、法人以外の団体にあっては、法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等その他経営又は運営に実質的に関与している者、個人にあってはその者及び支店又は営業所を代表する者その他経営又は運営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。)に暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成３年法律第７７号。以下「暴対法」という。)第２条第６号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)又は暴力団員ではないが暴対法第２条第２号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)と関係を持ちながら、その組織の威力を背景として暴力的不法行為などを行う者(以下「暴力団関係者」という。)がいると認められるとき。

（２） 法人等の役員等又は使用人が、暴力団若しくは暴力団関係者(以下「暴力団員等」という。)若しくは暴力団の威力又は暴力団員等が運営若しくは運営に実質的に関与している法人等を利用するなどしていると認められるとき。

（３） 法人等の役員又は使用人が、暴力団若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

（４） 法人等の役員等又は使用人が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

（５） 法人等の役員等又は使用人が、前各号のいずれかに該当する法人等であることを知りながら、これを利用するなどしていると認められるとき。

２ 前項の規定によりこの契約を解除された場合においては、借受人は、契約金額の１０分の１に相当する額を違約金として貸付人の指定する期間内に支払わなければならない。

（妨害等に対する報告義務等）

第２３条 借受人は、この契約の履行に当たって、妨害（不法な行為等、業務履行の障害となるものをいう。以下同じ。）又は不当要求（金銭の給付等一定の行為を請求する権利若しくは正当な利益がないにもかかわらずこれを要求し、又はその要求の方法、態様若しくは程度が社会的に正当なものと認められないものをいう。以下同じ。）を受けた場合は、速やかに貸付人へ報告するとともに警察へ被害届を提出しなければならない。

２ 貸付人は、借受人が妨害又は不当要求を受けたにもかかわらず、前項の報告及び被害届の提出を怠ったと認められる場合は、江南市の調達契約から排除する措置を講じることができる。

（中途解約）

第２４条 借受人は、貸付期間の開始から１年を経過したのちは、貸付人に対し中途解約を申し入れることができる。この場合、借受人は、契約解除希望日の３か月前までに、書面により申し出をしなければならない。ただし、貸付料の３か月分に相当する金額を支払うことにより、この契約を直ちに解約することができる。

（原状回復）

第２５条 借受人は、第４条に規定する貸付期間が満了したとき、第１９条、第２０条、第２２条及び前条の規定により、この契約が解除されたときは、貸付人が指定する日までに貸付物件を原状に回復して貸付人に返還しなければならない。ただし、貸付人が原状に回復する必要がないと認めるときは、この限りではない。

（貸付料の返還）

第２６条　貸付人は、第１９条第２号及び第２４条の規定により、この契約が解除されたときは、既納の貸付料のうち、借受人が賃貸物件を貸付人に返還した日以降の未経過期間の貸付料を日割計算により返還する。

（損害賠償）

第２７条　借受人は、この契約に定める義務を履行しないために貸付人に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

（有益費の請求権の放棄）

第２８条　借受人は、第４条に規定する貸付期間が満了したとき、又は第１９条、第２０条、第２２条及びは第２４条の規定により、この契約が解除されたときにおいて、貸付物件に投じた有益費、必要費及びその他の費用があってもこれを貸付人に請求することができない。

（契約の費用）

第２９条　この契約の締結及び履行に関して必要な費用は、すべて借受人の負担とする。

（疑義等の決定）

第３０条　この契約に関して疑義が生じたとき、又はこの契約に定めのない事項については、貸付人、借受人協議の上、これを定めるものとする。

（裁判管轄）

第３１条　この契約に関する訴の管轄は、江南市所在地を管轄区域とする名古屋地方裁判所とする。

この契約を証するため、本書２通を作成し、貸付人、借受人それぞれ１通を保管する。

年　　月　　日

貸付人　　江南市赤童子町大堀９０番地
江　南　市
市長

借受人

備考　この様式は、土地を貸し付ける場合に用いること。